

については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十一の二の(1)のルに該当するものとみなす。

二十五 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料3若しくは地域包括ケア入院医療管理料3に係る届出を行っている病棟又は病室については、同年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の十一の二の(2)のハ、ニ及びホ若しくは第九の十一の二の(3)のロ、ハ及びニ(2)のホに限る。又は第九の十一の二の(6)(2)のハ、ニ及びホに限る。）若しくは第九の十一の二の(7)のイ(2)のホに限る。）及びロ(3)のロ及びハに限る。）に該当するものとみなす。

二十六 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十九の(5)のロの③から⑥までに該当するものとみなす。

二十七 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年三月三十一日までの間に限り、第九の十九の(5)のハに該当するものとみなす。

二十八 旧告示別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関であつて、令和二年三月三十日において現に緩和ケア診療加算の注2、栄養サポートチーム加算の注2、褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2、入退院支援加算の注5、精神疾患診療体制加算、精神科急性期医師配置加

算（旧告示第八の三十五の九の(2)のイを満たすものとして届出を行つている場合に限る。）、地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア病棟入院料2若しくは4又は地域包括ケア病棟入院料の注2を除く。）、地域包括ケア病棟入院料の注2又は特定一般病棟入院料に係る届出を行つているものは、令和四年三月三十一日までの間に限り、別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。

別表第一から別表第十五までを次のように改める。

別表第一 地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る手術

J013 口腔^{くう}内消炎手術（顎炎又は顎骨骨髓炎等に限る。）

J016 口腔^{くう}底悪性腫瘍手術

J018 舌悪性腫瘍手術

J031 口唇悪性腫瘍手術

J032 口腔^{くう}、顎^{くい}、顔面悪性腫瘍切除術

J035 類^{きよう}粘膜悪性腫瘍手術

J036 術後性上顎^{のく}囊^{のう}胞摘出術

J039 上顎骨悪性腫瘍手術

J042 下顎骨悪性腫瘍手術